



皆さんの参加を歓迎します。

石川 智子(東葛介護ユニオン委員長)

わたしたち東葛介護ユニオンは2018年2月に千葉東葛ユニオンの介護分会として発足しました。

これまでに寄せられた介護労働者からの労働相談は、パワハラ、不当な解雇・雇止め、労災隠し、サービス残業などで、施設とはその改善を求め団体交渉で解決をめざす取り組みを進めてきました。同時に、介護利用者の人権擁護など介護施設の向上も合わせて要求することにも取り組んでいます。

介護保険制度の改悪がどんどん進み、介護労働者はますます低賃金・過重労働に苦しんでいます。利用者もまた高負担とサービス低下にさらされ、施設は経営が立ち行かない状況が生まれています。

皆さんのお近くで、介護職場で働くことに悩んだり困ったりしている方々へは東葛介護ユニオンをご紹介ください。介護職場で働いている方は東葛介護ユニオンへの加入を心からお待ちしています。

働き方の悩みなど、お気軽に相談ください。

TEL&FAX **050-1372-8622**

〒277-0071 柏市根戸406-4

千葉東葛ユニオン介護分会 (略称:東葛介護ユニオン)

メール: tokatu-center@tokatunokai-union.com

H P: <http://www.tokatunokai-union.com>

ツイタ-: <https://twitter.com/TokatuCenter>

介護職場で働く
みなさんの味方!

一人で入れる介護労働者の労働組合!

東葛介護ユニオン に入ろう!

よりよい介護をしたい!

安心して働ける介護職場にしていきたい!

安定した雇用の環境をつくりたい!

そんな仲間が集まった、一人でも入れる労働組合・東葛介護ユニオンです。

問い合わせ

050-1372-8622



【組合費】

月額 1000円(非正規750円)

*組合費に共済500円含む

【共済】

病気・休業・入院お見舞共済など

ちから合わせて団体交渉、そして解決へ!!

M老健施設のコンプライアンスを要求、日常的なサービス残業、賞与は差別、不明瞭な深夜割増など…

介護施設における関連法は主に2つ、介護保険法と労働関係法（労基法など）です。介護保険法の施設運営基準では「入所者の意思及び人格の尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供」が求められ、介護保険指定基準では「具体的な禁止行為」が定められています。施設はこれらの法令遵守というコンプライアンスの確立が求められています。

M介護施設ではたらくBさんは、「施設の日常介護のあり方が介護の基準からはずれているのではないかと訴えています。



Bさんは在職中の13ヶ月間、日勤時の始業時刻前の常態的なサービス残業などで161時間半がサービス残業（表参照）、賞与は年3回の支給とされていますが、Bさんは「出たのは一回だけ」と理由もなく差別されてきました。

また、夜22時から翌5時までの深夜割増賃金（労基法37条）は「夜勤手当」に含まれるとされていて、「相当する時間外労働等の時間数又は金額を書面等で明示するなどして、通常の労働時間の賃金にあたる部分と割増賃金にあたる部分とを明確に区分」（厚労省通達）に違反する内容でした。

Y地域包括センターの雇止め解雇

定年退職後の再雇用でケアマネとして働いていたSさん、突然の雇止め通告をうけ、団体交渉で法違反を認め撤回。ところが4ヶ月後に雇用契約にもない「1ヶ月ごとの更新」を理由に「雇止め」という名の解雇を強行。

団体交渉で、Y苑は解雇を撤回、解決金の支払いで納得の円満退職ができました。

特養東松戸ヒルズFさん、入所者の暴力で頸髄損傷、職場復帰・謝罪と慰謝料を要求

Fさんは2017年2月の夜勤明け、入所者に暴力を振るわれ負傷、労災は半年で「症状固定」で打ち切りに。その後、右腕上肢から指先までがマヒ状態で障害が残りました。今年9月、主治医はまず短縮勤務で職場復帰が可能と診断、施設は「フル勤務できない」理由に職場復帰を拒否しています。

現在、同様事故の再発防止、介護労働者の安全確保と法令遵守、謝罪と慰謝料、職場復帰に向けて団体交渉を継続中です。

G介護施設Sさんへささいなことで始末書強要、拒否したら解雇通告、残業は労基法違反の「30分未満切捨て」でサービス残業に

介護職員の約半数が非正規、その多くが語学研修生、それだけに介護をめぐる「ヒヤリ・ハット」も多く、Sさんはよりよい介護のためには研修の充実、習熟度を高めるローテーション移動、人手不足や習熟度の違いからおきる介護をめぐる職員間トラブルを良い方向に解決していく環境づくりを施設へ訴えていました。その矢先の解雇でした。

G苑は解雇を撤回、解決金の支払いと不払残業代の支払いに応じ円満退職しました。

団体交渉で払わせた介護施設の不払い残業代

施設	対象労働月数	実残業時間	支給されていた残業時間	支払わせた不払い残業時間	共通した労基法違反手口
G特養	24月	131:30	14:00	117:30	一日の残業時間が30分未満だと切捨て、深夜割増は夜勤手当に含むなど 労基法違反
W特養	9月	92:30	14:00	78:30	
M老健	13月	164:00	2:30	161:30	
E老健	10月	220:30	6:00	214:30	

こんな活動にも取り組み中

2018年4月・19年5月 柏労基署への要請行動に参加：介護職場の実態（安直な解雇・雇止め、パワハラ、サービス残業の実態）を訴え具体的な指導を求めました。 2017年10月 社保協全国介護交流集会へ参加
2018年11月 全労連介護・ヘルパーネット集会に参加